

東京青山リトルシニア 後援会規約

(名 称)

第1条 本会は、東京青山リトルシニアに属し、東京青山リトルシニア後援会と称し、事務局を本拠地に置く。

(目 的)

第2条 本会は、東京青山リトルシニア発展のため、経済的及び精神的に最大の援助をする事を目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、第2条の目的達成のため必要に応じて次の事業を行う。

- (1) 練習及び試合の応援と激励
- (2) 東京青山リトルシニアの諸活動に対する物資、資金的な援助
- (3) 後援会ホームページの運営/管理
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業

(会員資格)

第4条 本会は、正会員/賛助会員/特別会員で組織する。

- (1) 正会員は、チームを卒団した選手の保護者又はそれに準じる者で、入会金を納めた時点で正会員となる。
正会員の期間は卒団後5カ年とし、年会費は免除となる。
- (2) 賛助会員は、卒団後5カ年を経過した選手の保護者またはそれに準じる者
正会員の期間満了後、更新手続き完了と年会費を納めた時点で賛助会員となる。
- (3) 特別会員は、チームを応援頂ける個人又は法人で、役員会で承認後会員となる。
- (4) 後援会活動に支障をきたす者は役員会の判断で退会を命ずる。

(会 費)

第5条 入会金 10,000 円 (正会員のみ)
年会費 2,000 円/1名 (賛助会員のみ)

※入会金はチーム卒団時に徴収

※入会金、年会費は理由に関わらず返金は行わない。

(会 計、会計報告)

第6条 本会は、総会にて会計の報告を行う。

会計年度は4月1日に始まり3月31日に終わる。

(役 員)

第7条 本会は、次の役員を置く。

- | | | | |
|---------|----|----------|--------|
| (1) 会 長 | 1名 | (4) 会 計 | 1名 |
| (2) 副会長 | 1名 | (5) 会計監査 | 1名 |
| (3) 事務局 | 1名 | (6) 幹事 | (各期代表) |

役員の任期は一年とし、役員会の総意で次年度の役員を決定する。

(後援会会議)

第8条 本会は、次の会議を行う

- (1) 総会は、年1回行う
- (2) 役員会議は、第7条で定めた役員で構成し必要に応じ会長が招集し、事業運営に関する事項及び総会に報告すべき事項を審議し決定する。

(総 会)

第9条 総会では、役員会で決定された次の事項の報告を行う。

- (1) 事業活動内容の報告
- (2) 会計、決算報告
- (3) その他本会に関する重要事項、規約の改正報告等

(規約の変更)

第10条 この規約の変更は、役員会で審議し決定する。

(附 則)

第11条 この規定は 2005年1月1日より施行する。

制 定 2004年12月1日

改 定 2015年4月11日